

審 査 報 告 書

地方自治法 98 条第 2 項の監査を求める陳情

平成 30 年 9 月 3 日、当委員会に審査を付託された標記陳情は、審査の結果、「不採択とすべきもの」と決定したので、芽室町議会会議条例第 79 条の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 6 日

芽室町議会総務経済常任委員会
委員長 中野武彦

芽室町議会議長 広瀬重雄 様